熊本県森林吸収量認証制度

**１　趣旨・目的**

熊本県地球温暖化の防止に関する条例（以下「条例」とする。）に基づく補完的手段やカーボン・オフセットの取り組みとして森林整備・保全へ民間資金を環流させるため、企業・法人等が整備保全した森林に係る二酸化炭素吸収量を認証する熊本県森林吸収量認証制度を創設し、企業等の参加による森づくりを推進する。

また、「２０５０年県内のＣＯ２排出実質ゼロ」の実現を目指すため、企業・法人等が自ら所有する森林や、森林整備活動を行う森林ボランティア団体も交付対象とし、森林整備活動によるＣＯ２排出削減の意識を醸成し、更なる森づくり活動の展開に繋げる。

［背景］

・森林・林業を取り巻く厳しい情勢

・企業のＣＳＲ活動の増加、地球温暖化対策や環境問題への取組に対する意識の高まり

・熊本県地球温暖化の防止に関する条例の施行（H22.4.1）

・「２０５０年県内ＣＯ２排出実質ゼロ」宣言（R元.12.4 11月熊本県議会知事答弁）

**２　仕組み・概要**

　【森づくり活動】　　　　　　　　　　　　　　　　【森林吸収量認証】

**企業・法人等との協働の森づくり指針**

**（熊本県）**

**森林吸収量認証制度実施要綱**

**（熊本県）**

目的：・企業の地球温暖化対策の取組み支援による森林整備・保全の推進。

・森林整備活動等によるＣＯ２排出削減

の意識の醸成

　　　　　　[対象者]

１．協定を締結後に森林を整備した、若し

くは森林整備の資金を提供した企業等

※企業等の協働の森づくり制度によらずに森林整備協定を締結した企業も対象。

２．森林ボランティア団体については森林

所有者との同意に基づく

[対象森林・活動]

協定森林における間伐、下刈り、植栽等

　　　　　　[認　証]

企業・法人等及び森林ボランティア団体の申請に基づく審査のうえ、二酸化炭素吸収量を認証し、認証書を交付。

目的：企業のＣＳＲ活動の支援による森林整備・保全の推進

・森林整備活動

・資金提供

企業・法人等

森林所有者等

協定

森林整備

活動

・補助事業等の活用及び自力

による森づくり

・学校林や森林公園を活用し

た森づくり

森林整備活動

学校林

森林公園

同意

所有森林

認証申請

審査・認証

同意

森林整備活動

森林ボランティア団体

審査・認証

認証申請

熊本県

**企業等の参加促進による森林整備・保全の推進**

**森林ボランティア団体の森林整備活動等によるＣＯ２排出削減の意識の醸成**

**３　認証の要件**

次の要件を満たす企業等が県に申請した場合、審査や調査のうえ県が二酸化炭素吸収量の認証書を発行する。（発行手数料は無料）

[要件]

（１）企業等と森林所有者等との間で、熊本県内の森林の整備に関する協定を締結していること。

　　　ただし、森林ボランティア団体の場合は、森林所有者等の同意でも可。

（２）森林の整備（植栽、下刈、間伐等）を行った面積が0.1ヘクタール以上であること。

（３）森林整備について企業等が費用を負担するか、自社の社員等で実行すること。

（４）（１）の協定書に森林経営の継続性を担保する条項が記載されているほか、申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等土地の改変などが行われる予定がないこと。

　※森林吸収量の算定は、森林整備を実施した樹種・林齢・面積により算出

**４　企業・法人等による認証書の活用**

森林吸収量認証書は、条例に規定する事業活動温暖化対策計画書制度において、温室効果ガスの排出抑制に係る目標を達成する手段として活用することができるほか、企業等のＣＳＲ（社会貢献活動）やカーボン・オフセットの取組み等にも活用できる。

**［参考］熊本県地球温暖化の防止に関する条例**

**１　地球温暖化の防止に関する条例（平成22年4月1日施行）**

《条例のポイント》

①低炭素社会の実現に向けた中長期的な基本理念や対策の方向性の打ち出し

②実効性ある排出削減のため、事業活動・エコ通勤・建築物の３つの計画書制度の創設

③県経済発展や県民生活向上との両立から、太陽光発電設備等の導入促進や中小企業者

の温暖化対策の支援等を規定

【関連する条項】

●　事業者による環境マネジメントシステムの導入及び推進（第12 条）

●　カーボン・オフセット等の温室効果ガスの排出抑制等に資する寄与的取組(第14 条)

●　一定規模以上の事業者の地球温暖化対策に係る計画書及び当該計画書に定めた措置

の実施状況報告書の提出並びに県によるその内容の公表（第17 条～第19 条）

●　事業者が計画書に定める削減目標を達成するための補完的手段（同上）（第20 条）

**２　事業活動温暖化対策計画書制度**

(1)制度概要

温室効果ガスの排出量の相当程度多い大規模事業者（特定事業者）に対し、温室効果ガスの削減措置を記載した計画書及び削減措置の毎年度の実施状況を記載した報告書の提出を求め、県がその内容を公表。

(2)制度の目的

・事業者による“計画的な排出削減対策の実施”を促進

・公表による社会的な評価を通じて、事業者による排出削減の促進

・対象事業者の取組状況等の公表により、一般県民や中小事業者の行動を啓発

(3)対象事業者の要件

①県内事業所（フランチャイズチェーンは設置事業所と同一とみなす。）の年間エネルギー使用量の合計が原油換算で1500㌔㍑以上の事業者

（目安：小売店舗約3 万㎡以上、オフィス・事務所約600 万kWh/年以上、コンビニエンスストア30～40 店舗以上、ファーストフード店25 店舗以上、ファミリーレストラン15 店舗）

②使用の本拠の位置を県内に登録している自動車総数が次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア　一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(ﾄﾗｯｸ)の台数が100台以上

イ　一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(ﾊﾞｽ)の台数が100台以上

ウ　一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(ﾀｸｼｰ)の台数が150台以上

※上記の規模未満の事業者：事業活動温暖化対策計画書の提出等を行うことができる。

(4)制度の流れ